

頁	新	旧
268 5～ 7行目	・・・ <u>発出日</u> （再交付又は再送達があったときは、 <u>当初</u> の回答書の発出日。関税評価に係る回答書については、すべての場合、 <u>当初</u> の回答書の発出日）	・・・ <u>交付又は送達があった日</u> （再交付又は再送達があったときは、 <u>最初</u> の回答書の発出日。関税評価に係る回答書については、すべての場合、 <u>最初</u> の回答書の発出日）
270	（6）インターネットによる照会の手続等	
	① 関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会	
	・・・ <u>前記(5)①i から iii まで</u> ・・・	・・・ <u>前記(1)イからニまで</u> ・・・
271 15行目	・・・税関は、切替えを行った旨を <u>電子メール本文に記入</u> し、照会者に <u>送信</u> する。切替え後の・・・照会者に連絡し、・・・添付する。 <u>回答書の交付の方法として、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱われる。</u> また、・・・	・・・税関は、切替えを行った旨の「 <u>お知らせ(通知)</u> 」を電磁的記録として電子メールにより <u>送付</u> し、照会者に <u>連絡</u> する。切替え後の・・・照会者に連絡する。 <u>この場合において、・・・添付する。また、・・・</u>
272 5行目	・・・税関は、切替えを行った旨を <u>電子メール本文に記入</u> し、照会者に <u>送信</u> する。切替え後の・・・照会者に連絡し、・・・添付する。 <u>回答書の交付の方法として、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱われる。</u> また、・・・	・・・税関は、切替えを行った旨の「 <u>お知らせ(通知)</u> 」を電磁的記録として電子メールにより <u>送付</u> し、照会者に <u>連絡</u> する。切替え後の・・・照会者に連絡する。 <u>この場合において、・・・添付する。また、・・・</u>
272～	③ 減免税の適用の可否に関する照会	
273	・・・税関は、切替えを行った旨を <u>電子メール本文に記入</u> し、照会者に <u>送信</u> する。切替え後の・・・照会者に連絡し、・・・添付する。 <u>回答書の交付の方法として、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱われる。</u> また、・・・	・・・税関は、切替えを行った旨の「 <u>お知らせ(通知)</u> 」を電磁的記録として電子メールにより <u>送付</u> し、照会者に <u>連絡</u> する。切替え後の・・・照会者に連絡する。 <u>この場合において、・・・添付する。また、・・・</u>
273	Check !	
	④ ・・・ <u>発出日</u> から3年間・・・	④ ・・・ <u>交付・送達の日</u> から3年間・・・

頁	新	旧
291 表の 5. 「納期限」 の欄	<p>[2] 賦課課税方式による関税の納期限</p> <p>納税告知書の送達に要すると見込まれる期間 <u>を経過した日（納税告知書を発する日の翌日から起算して7日目）</u></p>	<p>納税告知書の送達に要すると見込まれる期間 <u>（納税告知書を発した日の翌日から起算して7日間）を経過した日</u></p>
301 11 行目	<p>1. 関税の収納機関への直接納付（原則）</p> <p>(2) 国債証券の利札 <u>（記名式のものを除く。また、支払期の到達したものに限る。）</u></p> <p>【関税等の納付先（収納機関）及び納付方法】</p> <p>② 国債証券の利札 <u>（記名式のものを除く。また、支払期の到達したものに限る。）</u></p>	<p>(2) 国債証券 <u>（記名式のものを除く。）</u> の利札（支払期の到達したもの）</p> <p>【関税等の納付先（収納機関）及び納付方法】</p> <p>② 国債証券 <u>（記名式のものを除く。）</u> の利札（支払期の到達したもの）</p>
313	<p>(3) 減額更正後に <u>修正申告をし、又は増額更正があった場合</u></p>	<p>(3) 減額更正後に増額更正があった場合</p>
317 ㊸の「納期限」の欄	<p>(参考) 法定納期限と納期限</p> <p>納税告知書の送達に要すると見込まれる期間 <u>を経過した日（納税告知書を発する日の翌日から起算して7日目）</u></p>	<p>納税告知書の送達に要する期間 <u>（発した日の翌日から7日）を経過した日</u></p>
340	<p>③ 隠蔽・仮装がない部分の税額の控除</p> <p>・・・事実のみに基づいて <u>期限後特例申告書の提出、決定、</u> 修正申告又は更正があったものとした場合における当該 <u>期限後特例申告書の提出、決定、</u> 修正申告又は更正・・・</p>	<p>・・・事実のみに基づいて修正申告又は更正があったものとした場合における当該修正申告又は更正・・・</p>
374	<p>1. 入国者の輸入貨物に対する簡易税率の内容</p> <p>・・・ <u>リキッド型</u> ・・・</p>	<p>・・・ <u>リキッド型</u> ・・・</p>
374 ③の i	<p>2. 入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物</p> <p>・・・たばこ <u>（簡易税率が適用される加熱式たばこを除く。）</u> 及び猟銃</p>	<p>・・・たばこ及び猟銃</p>

頁	新	旧
474	[10] 特定用途免税《定率法第15条》	
	<p>2. 免税の要件</p> <p>(10) 条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの（第10号）</p> <p>政令で定められている貨物は、次の条約の規定に掲げられているものである（定率令第25条の2）</p> <p>①WTOの民間航空機貿易に関する協定</p> <p>②原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する協定</p> <p>③民生用国際宇宙基地のための協力に関する多国間協定</p> <p>④核融合エネルギーの研究活動に関する欧州原子力共同体との協定</p> <p><u>⑤日米宇宙協力に関する枠組協定</u></p>	<p>2. 免税の要件</p> <p>(10) 条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの（第10号）</p> <p>政令で定められている貨物は、次の条約の規定に掲げられているものである（定率令第25条の2）</p> <p>①WTOの民間航空機貿易に関する協定</p> <p>②原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する協定</p> <p>③民生用国際宇宙基地のための協力に関する多国間協定</p> <p>④核融合エネルギーの研究活動に関する欧州原子力共同体との協定</p>
476	[11] 外交官用貨物等の免税《定率法第16条》	
	<p>3. 自動車等の特例</p> <p>(1) 関税が徴収される場合</p> <p>自動車、酒類、たばこ及び製造たばこ代用品<u>並びに非燃焼吸引用の物品</u>については、その免税特権の乱用を防止するため、……（以下 省略）</p>	<p>3. 自動車等の特例</p> <p>(1) 関税が徴収される場合</p> <p>自動車、酒類、たばこ及び製造たばこ代用品については、その免税特権の乱用を防止するため、……（以下 省略）</p>
618	[2] 輸出の承認	
	<p>1. 輸出の承認を要する場合</p> <p>(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合（輸出令第2条第1項第1号の2、附則第3項）</p> <p><u>（令和7年4月13日まで）</u></p> <p>(3) ロシア、ベラルーシ等を仕向地として輸出する場合</p>	<p>1. 輸出の承認を要する場合</p> <p>(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合（輸出令第2条第1項第1号の2、附則第3項）</p> <p><u>（令和5年4月13日まで）。</u></p> <p>(3) ロシア、ベラルーシ島を仕向地として輸出する場合</p>
631	[3] 2号承認品目及び2の2号承認品目	
	<p>1. 2号承認品目</p> <p>(6) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入（令和7年4月13日まで）</p> <p>(11) ロシアを原産地又は船積地域とする特定のアルコール飲料、木材（チップ、丸太及び単板）、機械類・電気機械並びにロシアを原産地とする原油及び石油製品（後記〔4〕-1-(11)に掲げるものを除く。）</p>	<p>1. 2号承認品目</p> <p>(6) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入（令和5年4月13日まで）</p> <p>(11) ロシアを原産地又は船積地域とする特定のアルコール飲料、木材（チップ、丸太及び単板）、機械類・電気機械並びにロシアを原産地とする原油及び石油製品（前記〔4〕-1-(11)に掲げるものを除く。）</p>

頁	新	旧
653	<p>3. 通関業の許可に係る公告等</p> <p>(1)公告及び許可証の交付 ・・・・この公告は、許可の年月日、通関業者の住所、氏名又は名称及び許可に付した条件を<u>税関のホームページに掲載する方法により行い、併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示する</u>・・・</p>	<p>(1)公告及び許可証の交付 ・・・・この公告は、許可の年月日、通関業者の住所、氏名又は名称及び許可に付した条件を<u>税関官署の適宜の見やすい場所に掲示して行う</u>・・・</p>
662	<p>4. 通関業の許可の消滅に係る公告</p> <p>・・・この公告は、通関業者の住所、氏名又は名称及び消滅した日を<u>税関のホームページに掲載する方法により行い、併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示する</u>・・・</p>	<p>・・・この公告は、<u>税関官署の適宜の見やすい場所に、その</u>通関業者の住所、氏名又は名称及び消滅した日を<u>掲示することにより行われる</u>・・・</p>
665	<p>3. 承継の承認</p> <p>(3) ・・・・公告しなければならない《業法第 11 条の 2 第 7 項》。<u>この公告は、承継を受ける者及び承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所、承継を受ける通関業の許可に係る営業所、承継される年月日、承継後の許可に付す条件を税関のホームページに掲載する方法により行い、併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示する《業法基本通達 11 の 2－5》。</u></p>	<p>(3) ・・・・公告しなければならない《業法第 11 条の 2 第 7 項》。</p>
670	<p>4. 料金の揭示義務</p> <p>(省略)</p> <p>このため、揭示する<u>料金の額</u>は、・・・また、<u>当該料金の額については、貨物の特性・・・適用がある旨を、当該料金に含まれない・・・記載したものでなければならない</u>（支払額の予見性の確保）<u>《業法基本通達 18－1》</u>。なお、<u>料金の額の揭示に係る様式・・・自由に定めることができる。また、当該料金の額の揭示について、インターネット上で閲覧を可能とする方法により行う場合（営業所において料金の額を表示する方法により行わない場合に限る。）には、当該料金の額を掲載したホームページのアドレス（二次元コードを含む。）を営業所において依頼者の見やすいように掲示することが求められる《業法基本通達 18－2》</u>。</p>	<p>(省略)</p> <p>このため、揭示する<u>料金表</u>は、・・・また、貨物の特性・・・適用がある旨を、<u>料金に含まれない・・・料金表に記載しなければならない</u>（支払額の予見性の確保）。なお、<u>揭示する料金表の様式・・・自由に定めることができる《業法基本通達 18－1》</u>。</p>

頁	新	旧
686	<p>5. 処分の公告</p> <p>財務大臣は、監督処分又は懲戒処分をしたときは、遅滞なく<u>その旨を公告しなければなりません</u>《業法第 34 条第 2 項、第 35 条第 2 項》。<u>この公告は、被処分者の氏名又は名称、住所（懲戒処分の場合を除く。）、処分の内容及び処分をした日、懲戒処分にあつては処分を受けた通関士の所属する通関業者の氏名又は名称を税関のホームページに掲載する方法により行い、併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示します</u>《業法基本通達 34-5, 35-4》</p>	<p>財務大臣は、監督処分又は懲戒処分をしたときは、遅滞なく、被処分者の氏名又は名称、住所（懲戒処分の場合を除く。）、処分の内容及び処分をした日、懲戒処分にあつては処分を受けた通関士の所属する通関業者の氏名又は名称を、<u>税関官署の適宜の見やすい場所に掲示することにより公告しなければなりません</u>（業法第 34 条第 2 項、第 35 条第 2 項、業法基本通達 34-5, 35-4）。</p>
842	<p>索引</p> <p>特定輸出者……118、119、<u>467、479、480</u></p> <p>特例輸入者……200、204、<u>467、479、480</u></p>	<p>特定輸出者……118、119</p> <p>特例輸入者……200、204</p>